



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2756 号 2015.12.6 発行

くらしナビ・ライフスタイル 知的障害者の特性知ろう 毎日新聞 2015年12月4日



半分に切ったペットボトルの注ぎ口をのぞき込み、自閉症の人の物の見え方を体験する参加者=宇都宮市で先月25日

自分の意思を伝えることが難しい知的障害者らが不審者に間違われるなどのトラブルを防ぐため、行動の特性を警察官や地域住民に理解してもらう活動が全国で広がっている。障害があっても暮らしやすい社会のあり方が模索されている。

### ●視界の狭さを体験

半分に切った1・5リットルのペットボトルの切り口から直径約2・5センチの注ぎ口をのぞく。「これが自閉症の人から

見える視界のイメージです」

宇都宮市で先月25日に開かれた障害者の権利擁護セミナーで、参加者が知的障害や発達障害を持つ人の感覚を疑似体験する講座があった。実施したのは、兵庫県たつの市の市民団体「ピース&ピース」。代表の矢野一隆さん(53)は「自閉症の人は、興味のあるものに意識が集中し周りが見えなくなることがある」と説明する。「例えば他人の持ち物に興味を持って触ろうとするかもしれない。嫌な顔をされても見えていない場合がある。そんな時は落ち着いた口調で本人に『やめてください』と伝えたり、その場から離れたりするなどの対応をとって」と呼びかける。

ピース&ピースは、同市職員や障害者の親、地域住民でつくる。設立のきっかけは2012年末、県西部の高校生が知的障害者にいやがらせをして、パニックを起こしている様子を動画で撮影しインターネット上にアップした事案があったことだ。14年4月から体験講座を始め、全国で講演している。矢野さんは「みんなが障害者の専門家にならなくてもいい。身近で生活する障害者を地域の風景の一部として受け入れ見守ってくれる『半専門家』が増えれば、障害を持つ人も住みやすい地域になるのでは」と話す。

### ●理解ある対応求め

厚生労働省によると、障害者が地域で生活する拠点となるグループホーム(GH)の利用者数は、06年度末の3万7499人から14年度末には約3倍の9万6012人に増えた。一方「なんとなく怖い」「治安が悪くなる」といった偏見は根強い。自分の意思を明確に伝えられなかったり、自分のこだわりに沿って行動したりする知的障害者は、不審者として通報されて警察に保護されるケースも多い。

佐賀県では07年、自転車で原付きバイクに衝突した知的障害を持つ安永健太さん(当時25歳)が、駆けつけた警察官5人に取り押さえられた際に意識を失い、急死した。遺族は、安永さんが当時パニック状態で、知的障害への理解に基づいた適切な対応をとれば取り押さえる必要はなかったとして、慰謝料などを求めて県を提訴。1審の佐賀地裁は請求を棄却、福岡高裁での控訴審は21日に判決が言い渡される見通しだ。

東京都町田市では、知的障害者らの親でつくる「町田市障がい児・者親の会連絡会」が、佐賀の事例を一つのきっかけにして、同市内で障害を持つ人の身近に起きるトラブルを防

ごうと障害への理解を深めるためのポスター「SOSボード」を作製。A4判の紙に知的障害を持っているかもしれない人への対応例を記したほか、同市障がい福祉課と、24時間対応可能な市内の入所施設2カ所の電話番号を記載した。市内の障害者関連施設を通じて地域に配る。

全国の障害者の親でつくる「全国手をつなぐ育成会連合会」も今年4月、警察や地域の人に向けたパンフレットを作製した。知的障害の特性などを記載し、都道府県警や行政機関に配布している。

#### ●顔見える関係築く

取り組みには課題も多い。知的障害などを持つ人はそれぞれに苦手な行為やこだわりがあり、対応の仕方も人によって異なる。犯罪や迷惑行為を犯そうという意思はなくても、支払いをせずに店の商品を持ち出してしまったり、気になる人を追いかけてしまったりすることもある。

パンフ作製に携わった同連合会権利擁護センターの松井美弥子委員長（69）は「地域で生きていくため、周囲がやってよいことと悪いことを当事者に伝えていく努力も必要」と指摘する。「地域の人が、障害者を不審者として遠巻きにするのではなく、必要に応じて支援機関に『ここでこんなことをしていた人がいた』と情報を伝えれば、ルールを教えるきっかけにもなる。お互いの顔が見える関係を築いていきたい」【塩田彩】

#### 知的障害などを持つ人の障害特性（全国手をつなぐ育成会連合会のパンフレットより）

- ・ 特定のものに強い関心を持ったり、同じ行動を繰り返したりする人がいる
- ・ 特定の物や音、人からの接触に対して過敏に反応する人がいる
- ・ 何を聞かれても「はい」と答える人がいる

#### 子供のヘディングを制限...米サッカー協会が指針 読売新聞 2015年12月5日

アメリカンフットボールやアイスホッケーなどで、選手同士の激しい衝突による脳しんとうが訴訟問題となっている米国で、米サッカー協会は2日、子供たちに対してヘディングを制限する新たな指針を発表した。発育段階にある子供たちの健康を守ろうとする新たな取り組みが注目されている。

指針は来年1月から適用され、U-11（11歳以下）の世代では練習、試合ともにヘディングが禁止となる。U-12、13の世代でもヘディングの練習は週30分間まで、回数も1人15～20回までに制限される。

協会では「ボールを競り合う機会を減らすことで、頭同士の衝突や相手選手の肘が頭に当たる、または頭から地面に落ちるなど、脳しんとうにつながる事故は減るはず」と説明する。導入のきっかけとなったのは昨年夏、保護者らのグループが、賠償金などの補償でなく制度としての対策を求めて同協会などを相手に起こした訴訟だった。今年11月、合意に達し、原告側弁護士は「主な目的は達成できた。子供たちの安全性向上に役立ててうれしい」などとコメントした。

#### 一人親家庭への医療費補助悪用、向精神薬を転売目的所持 読売新聞 2015年12月4日

向精神薬500錠を転売目的で隠し持っていたとして、兵庫県警は3日、西脇市西脇、無職谷口悠佳容疑者（32）を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的所持）容疑で逮捕した。

谷口容疑者は子どもと2人暮らしで、一人親家庭への医療費の公費補助制度を悪用し、安価に薬の処方を受けていたという。県警は転売実態も調べる。

発表では、谷口容疑者は8月、鎮静作用がある向精神薬「ロヒプノール」500錠を販売する目的で自宅に置いていた疑い。「服用する分もある」などと容疑の一部を否認している。一人親家庭の医療費については大半の自治体が独自に補助し、無料または数百～数千

円の自己負担で医療が受けられる。谷口容疑者は2010年8月～15年9月、一つの医療機関で1回400円以下で済む西脇市の制度で受診し、薬約18万錠を購入していたという。県警が7月に摘発した別の向精神薬転売事件で、谷口容疑者が薬の入手先として浮上していた。

**i P S細胞で再生医療実現へ、行程表を改訂 文科省** 朝日新聞 2015年12月6日

**i P S細胞を最短で人に使い始める年度目標の例**

年度	2016	2017	2018	2019
毛包				■
ドーパミン産生神経 (パーキンソン病治療)	■	■	■	■
神経幹細胞 (脊髄損傷治療)			■	■
角膜	■	■	■	■
心筋 (心不全治療)		■	■	■
肝臓				■
膵臓の細胞 (糖尿病治療)				■
血小板	■	■	■	■
軟骨		■	■	■

**i P S細胞を最短で人に使い始める年度目標の例**

文部科学省は4日、i P S細胞による再生医療の実現に向けた研究ロードマップ(行程表)の改訂版を発表した。心不全治療のための心筋は2年後、糖尿病治療のための膵臓(すいぞう)の細胞は4年後など、i P S細胞をもとにつくる計19の細胞や器官について、人を対象に研究で使い始める目標時期を明記した。

行程表の改訂は2013年2月以来2回目。今回は、人を対象にした臨床研究や治験をまとめて「臨床応用」と定義。研究者の見通しをもとにその開始目標を設定した。研究の進展を受け、がん治療用の免疫細胞や毛髪をつくる頭部の毛包(もうほう)、歯など新たに5細胞・器官を追加した。

i P S細胞からの網膜の細胞を目の難病患者に移植する研究が昨年始まったのに続き、早ければ来年度からパーキンソン病の治療に使う神経細胞や血小板、角膜につ

いて臨床応用を始めるとした。一方、赤血球や腎臓などは、技術的な困難さからこれまでの目標よりも数年遅くなった。臨床応用の開始まで7～10年以上かかる見込みという。

研究段階を経て実用化する時期のめどは示さなかった。研究の結果に加えて、製薬会社などの参加が不可欠になるためという。i P S細胞研究に年80億円ほどを投じている文科省は「研究の進み具合を把握しながら、再生医療研究を引き続き支援していきたい」とする。(須藤大輔)

**障害者の親子関係をテーマに…Eテレでスペシャルドラマ放送**

沖縄タイムス 2015年12月6日

**12月6日放送、NHK・Eテレのスペシャルドラマ『禁断の実は満月に輝く』(C) NHK**

昨年12月に障害者週間にあわせてNHK・Eテレで放送されたバリバラ特集ドラマ『悪夢』の続編『禁断の実は満月に輝く』が、きょう6日(後4:00～5:00)に同チャンネルで放送される。



障害者がその当事者の役を演じるという演出で、生きづらさを抱える人たちの問題を浮き彫りにし、大きな反響を呼んだ前作の『悪夢』。お笑い芸人・ハウス加賀谷が主演し、幻覚に苦しむ統合失調症の男が、さまざまな障害者との交流を通じ、自分自身を受け入れていくストーリーが描かれた。

今作では、加賀谷演じる真(まこと)と、ダウン症のあべけん太が演じる光司の二人が、「障害が治る実」を探しに行った先の村で、ある問題を抱えた家族と出会う物語。その家族は、手足が不自由な娘・真由子と、彼女を隠すように育ててきた父、さらには認知症の祖母の3世代3人で暮らしていた。その家の事情を何も知らずに真由子に一目ぼれしてしまった光司は猛アタック。やがて「障害が治る実」をめぐる、父と娘の葛藤に巻き込まれていく。

脚本は、昨年、NHK 大阪放送局が主催する若手脚本家の登竜門『第 35 回 BK ラジオドラマ脚本賞』の最優秀賞を受賞した桑原亮子氏が担当。桑原氏は小学 6 年生の頃から徐々に聴覚を失い、現在は全く聞こえない状態にあるといい、自身の経験や実感も生かしながら今回の脚本を練り上げていった。障害者の“親子関係”をテーマとして扱いつつ、父が娘を思う気持ち、“親のエゴ”と“子への愛情”は裏腹であり、ストーリーの核心は普遍的な親子のドラマになっている。

真由子役に起用された佐野有美さん（23）は、先天性四肢欠損症の当事者の役を熱演。同日、午後 7 時からの『バリバラ』レギュラー放送にも出演し、撮影の裏話などのアフタートークに参加し、「障害者の親子関係」について、視聴者へのアンケートやインタビューも交え、語り合う。

『バリバラ』は、恋愛、仕事から、スポーツ、アートにいたるまで、日常生活のあらゆるジャンルについて、障害者が「本当に必要な情報」を楽しく提供する番組。E テレで毎週日曜（後 7：00～7：30）に放送。木曜深夜（毎週金曜 前 0：00～0：30）に再放送。

なお、13 日と 20 日のレギュラー放送でも、ドラマ『禁断の実は～』を前後編に分けて放送。それぞれ、当事者へのインタビューなどを加えて再構成し、障害者自身が親に抱く葛藤など、本音をぶつけあう。

## 社説：成果主義の嵐のあとに 週のはじめに考える 中日新聞 2015 年 12 月 6 日

狭き門の正社員と増え続ける非正規社員。この国はすでに二つの階層に分断されてしまったのではないか。そんな不安さえよぎるのです。

猫の目なのか、朝令暮改なのか。こうもルールがころころ変わっては本人はもちろん、大学生の子を持つ親御さんも心配で落ち着かないはずだ。

安定した収入を得て暮らしの土台をつくる就職は、進学や結婚と並ぶ人生の一大事。収入も安定も手に入る正社員になる大きなチャンスが卒業時の「新卒一括採用」です。その就職活動の解禁が、昨年までは四月、今年は八月、来年は六月と目まぐるしく変わるのであるから。

### 青田前の種もみ買い

新卒一括採用は混乱と見直しの歴史です。どの企業も優秀な学生が欲しい。学生は一日でも早く希望の会社の内定をもらいたい。強制力のない紳士協定で「解禁日」を決めても、抜け駆けが出て仕組みは揺れ動いてきました。

優秀な学生に内々で内定を出す「青田買い」は今でも聞かれますが、高度成長期はもともと激しかった。大学三年で採用を決めてしまう「種もみ買い」という言葉まであったほどです。

ならばやめて、通年採用にすればいい…と簡単にいかないのは新卒一括採用が終身雇用、年功序列という日本型雇用の入り口になっているからです。

卒業予定者を一括して採用し、企業内で研修、訓練して時間をかけて育てる。働く人も定年までの数十年、同じ会社で安定して働き、勤め上げればそれなりの給料と地位を得られる。

実はこの仕組みは日本独自のモデルです。欧米などの企業は通年採用が基本です。経営戦略や仕事に応じて必要な能力、専門性のある人を必要な時期に採用する。働く側も経験と実績を積みながら、よりよい待遇の会社へと移っていきます。

### 日本型雇用の危機に

戦前に始まった日本型は戦後、中小企業にまで広がり、日本企業の強みとして高度成長の原動力になりました。

その日本型雇用が危機に瀕（ひん）したのがバブル崩壊後の長期不況です。一九九〇年代半ば以降、多くの企業が行き詰まります。

同じころ、米国では自由放任のレーガノミクスで金融革命、IT 革命が進行。英国でも

競争重視のサッチャリズムが成功を収めると、日本型の雇用は時代遅れと見られるようになりました。

身分が保障される代わりに組織の中で長時間労働に耐え、定年まで減私奉公—という日本型は「新たな発想を生まない高度成長期の遺物」と批判されたのです。コスト削減のリストラとともに米欧型の成果主義、能力主義を取り入れる動きが広がりました。リストラと競争重視の成果主義の嵐が吹き荒れたのです。

さて、嵐が去ったあとに何が残されたのか。目の前に広がるのは「四割以上が非正規雇用」という荒涼とした現実です。パートや契約社員、派遣社員など非正規雇用が四割を超えました。

その一方で大学生に人気のある大企業ほど、終身雇用を維持しています。人件費の削減を迫られて一時、成果型の賃金体系などを導入しましたが、うまくいかず日本型に戻したのです。

「終身雇用、年功序列、手厚い給与と社会保険」という恵まれた正社員と「低賃金、不安定な身分、不十分な社会保障」の非正規社員。気が付くと、働く現場は二つの階層に分断されてしまったようです。

さて、ここが胸突き八丁、踏ん張りどころです。

今、有力な処方箋として語られているのは「労働市場改革」というさらなる規制の緩和です。派遣法や労働基準法の改正だけでなく、「終身雇用は能力の高い人材の中途採用や流動化を妨げ、労働市場を硬直化させている」と、正社員も俎上（そじょう）に載せられています。

そもそも能力の高い人はどこでも活躍できます。能力があるのですから。大切なのはそれほど能力のない人が、それなりに安心して夢を持って暮らしていけるかどうかです。

#### **弱い者がさらに弱く**

二十年の景気低迷が続く中、弱者対策は後手後手に回ってきました。民主党政権の「コンクリートから人へ」は素晴らしかったが、実現する力がなかった。

今求められているのは競争よりも、傷ついた多くの働く人たちを癒やすこと。働く人たちの分断を食い止め、修復することであるはずですが。

このままでは強い者はさらに強く、弱い者はさらに弱くなってしまふ。政権にある自民党や公明党が戦後、目指してきたのはそんな世の中ではないはずですが。

#### **主張：障がい者差別の解消 自治体は対応要領づくり急げ** 公明新聞 2015年12月3日

きょう3日から9日までは「障害者週間」。各地で障がいのある人の社会参画を促すための啓発活動が行われる。障がいがあっても自立し、共生できる社会づくりを進めなければならない。

折しも今、障がいを理由とした差別を禁止する「障害者差別解消法」が来年4月から施行されるため、施行に向けた準備が進められている。

差別解消法は、国や自治体、民間事業者に、「障がいのため、窓口対応の順番を後回しされた」などの差別的な取り扱いを禁止する。併せて、「目や手が不自由な人のために代読や代筆をする」「意思疎通が苦手な人に絵カードを活用する」といった個別の状況に応じた配慮を可能な範囲で行うことも求めている。こうしたことは、障がい者の活躍の場を広げる上で欠かせない配慮だろう。

そのため、差別解消法は、どのような場合に、どんな手助けが必要なのか、行政機関に差別の考え方や具体的な事例を明示する対応要領を策定するよう定めている。

法律上、国は必ず要領の策定を行わなければならないことから、政府レベルでは策定作業が進んでおり、全省庁の対応要領が近く出そろふ見通しである。しかし、自治体は努力義務にとどまるため、策定できるのか、法施行に間に合うのかと懸念されている。

自治体は、策定作業を急ぐ必要がある。未策定の自治体があれば、公明党の地方議員も

応援して、進めてもらいたい。国も、自治体にノウハウの助言や担当職員向けの研修会の開催などを後押ししていくべきだ。

ちなみに愛知県は、県職員の対応要領の策定を義務化する内容を盛り込んだ条例案を12月定例議会に提出している。策定を条例で義務化する措置は、全国の都道府県で初めてだが、差別解消に意欲的に取り組む姿勢が伝わってくる。

一方、各省庁では、主な事業分野別に民間事業者向けのガイドライン（指針）の策定を進めている。業界団体などとの連携を強化し、少しでも多くの事業者が指針に沿った取り組みができるようにすることも必要だ。官民を挙げて、差別解消に向けた対応に万全を期したい。

## 阪急の駅内保育 好評 抱える課題に対応

大阪日日新聞 2015年12月6日

沿線の子育て環境の充実を図ろうと、阪急電鉄が関西大手私鉄としては初めて実施した学童保育事業が好評だ。今年4月に大阪府豊中市の阪急豊中駅構内に開業した学童保育施設「アフタースクールKippoo（キッポ）」に続き、来年4月には西宮北口駅に2号店を開業予定。学童保育が抱える課題にも対応し、ますます広がりを見せそうだ。



沿線の大学院生によるサイエンス教室を体験する児童ら。さまざまなプログラムも子どもと保護者に人気を集めている＝豊中市本町3丁目、アフタースクールKippoo豊中店

Kippooは小学1～6年生が対象で、定員40人の豊中店には現在21人が在籍。平日は最長で正午から午後9時まで預けることができ、1カ月の利用料は1年生の場合、週5回で4万8600円となっている。

### ■細やかなサービス

沿線の地域がかかえる課題をともに解決し、魅力を上向していく目的のほかに「働く親御さんに寄り添いたかった」と同社経営企画部の松本美樹課長。下校時間と就業時間が合わなくなる“小一の壁”に悩む共働き世帯は多い。「公設学童か、留守番か、働き方を弱めるかの三択だったが、ここがあるならやれるかもという選択肢になれば」と話す。

公設の学童保育は午後5時か6時までで、「この日だけはどうしても遅くなる」という声にも応える。指定校の学校送迎、習い事の送迎、急病時の医療機関への付き添いなど、かゆいところに手が届くサービスが重宝されている。

実際、「改札を出て1分で迎えにいけるのがありがたい」「買い物や夕飯などライフスタイルに合わせやすい」という保護者の声は多いが、人気の秘密は“駅近”の利便性だけではない。

### ■社会体験も人気

Kippooでは「学びと遊びを通じて社会を知る」という方針を基に、さまざまな社会体験ができる。駅の社会見学やコンビニ店のお店体験、沿線の大学院生を招いたワークショップ、季節ごとに子会社の能勢電鉄（兵庫県）を使った親子自然体験も開催する。社会とのつながりの中で学び、親子参加で徐々に親同士の輪も広がっているという。

厚生労働省が定める学童保育の基準では、1人あたり1・65平方メートルの生活スペース、集団の規模は40人程度が望ましいとしている。大阪学童保育連絡協議会によると「今は学校の教室を使っているところがほとんどで施設は限られている。順次施設改善をしていくが…」と待機学童が増えてくる心配もある。

同社は地域課題解決のためにKippooを5年間で10店舗に拡大していく考え。宝塚線をカバーする豊中店に続き、来年4月に2号店として西宮北口店を開店して神戸線の拠点をつくる。

公設学童では3年生までが多い西宮市で、新4年生の問い合わせもすでに多いという。

松本課長は「子どももいろいろな体験をしてもらい、親にとっても仕事を続けられる一助になれば」と話している。

### 気持ちこもったお菓子など並ぶ 長崎、ふくしフェスタ 菓子を品定めする来場者

読売新聞 2015年12月06日

障害者の社会参加や自立を促そうと、福祉施設で作った食品、工芸品などを販売する「ふくしフェスタ2015」が、長崎市のJR長崎駅前のかもめ広場で開かれている。7日まで。



福祉施設や県社会福祉協議会などでつくる運営委員会の主催。売り上げは各施設に戻され、障害者の給与拡充につなげる。県内外の42施設が出店。クッキーなどのお菓子や帽子などの手芸品のほか、クリスマスリースや来年の干支にちなんだ猿の置物など約1万4000点が並んでいる。

運営委員会の竹内一委員長（51）は「一つ一つ手作りで、温かい気持ちがこもっている。ぜひ手に取って見てほしい」と来場を呼びかけている。

フェスタは午前10時～午後7時まで（最終日は午後6時まで）。

### 障害者弁護で情報共有

読売新聞 2015年12月04日

#### ■横浜弁護士会と県社会福祉士会

知的障害や発達障害などがある容疑者や被告の弁護活動が円滑に進むよう、横浜弁護士会と県社会福祉士会が、こうした障害者の刑事裁判に際して情報を共有する協定を結んだ。今月から取り組み、障害者の更生を支援するため協力して弁護に当たる。（鬼頭朋子）

同弁護士会によると、知的障害などがある容疑者や被告は、取り調べの時に事情をうまく説明できなかつたり、必要な否認が出来なかつたりし、量刑が重くなる可能性があるという。刑務所を出所してからも、必要な生活支援が受けられず、経済的問題や人間関係のトラブルなどをきっかけに軽度な犯罪を繰り返すケースがみられるという。

協定では、弁護士が被告らの様子などから福祉的支援が必要だと判断した場合、同福祉士会に依頼し社会福祉士の派遣を受ける。弁護士は本人の同意を得た上で、障害者手帳の有無や家族構成、事件の概要など具体的な情報を開示。社会福祉士は接見にも同行し、障害の影響を弁護士に伝えたり、双方の間に立って円滑なコミュニケーションが図れるように努める。障害や事件の程度に合わせた更生支援計画の作成も協力する。

同弁護士会は数年前から同福祉士会に依頼し、障害者の弁護活動に協力してもらっていたが、協定の締結で広範囲の連携が可能になる。将来は、高齢者や精神的疾患がある人にも協定の活用を考えているという。

同弁護士会の徳田暁弁護士は「福祉の専門家の存在は、普通は見過ごされてしまうような障害に気づいたり、被告と弁護士のコミュニケーションを良くしたりするのに役立つ」と意義を強調する。

同福祉士会の山下康会長も、更生支援の協力について「支援により、犯罪が抑制される余地は大いにある」と期待を込める。「再犯抑制の観点で言えば、障害があつて犯罪を犯す人にとっては、刑罰より障害に合わせた支援の方が大切なことも多い」と言う。

山下会長は約4年前、知的障害がある男性受刑者の更生支援に関わった。男性は飲酒しては痴漢や下着泥棒をし、刑務所の出入りを繰り返していたが、法廷では知的障害を踏まえた更生支援の議論はなく、「悪い性癖」として服役していたという。山下会長が刑務所で面会を繰り返し、出所後、グループホームに参加してもらおうと、男性は規則正しい共同生活の中で飲酒が収まり、今は再犯もなく過ごしている。

山下会長は「協定で、裁判での『入り口支援』と刑期終了後の『出口支援』が可能になる。障害者の再犯率低下に取り組みたい」と意欲を見せた。

「介護保険優先」は維持＝障害者支援法見直しで－厚労省 時事通信 2015年12月4日  
厚生労働省は4日、社会保障審議会（厚労相の諮問機関）で、障害者総合支援法の見直しに向けた報告書案をまとめた。障害者団体が廃止を求めていた、障害者が65歳以上になると障害福祉サービスより介護サービスが優先適用される「介護保険優先原則」については、「一定の合理性がある」として維持する方針を明記。一方で、新たに障害者が利用できるサービスを設ける必要性を指摘した。

障害福祉サービスは利用者の多くが無料で使えるが、介護サービスでは自己負担が発生。利用できるサービス量にも上限があるので、障害者団体は介護優先の原則を外すよう求めていた。報告書案は他に、(1) 1人暮らしの障害者の自宅を巡回訪問する (2) 就職した障害者の職場定着を支援する (3) 入院中の障害者に付き添い、手話通訳するサービスなどの新設・拡大も掲げた。2013年施行の同法には、施行後3年をめどに内容を見直す規定がある。同省は報告書案を踏まえ、16年の通常国会に同法改正案を提出する。

社説：虐待の通報 告発者を守る仕組みを 北海道新聞 2015年12月6日

障害者の就労支援施設で虐待があるとして、自治体に内部告発した職員が、施設側から損害賠償を求められる事例が相次いだ。

2012年に施行した障害者虐待防止法は、虐待発見者に市町村への通報義務を課している。その法に従って通報した職員が賠償を求められるのは、法が想定していない事態だ。これでは通報者も釈然としないだろう。

制度に不備があると受け止めざるを得ない。通報者保護のため見直しを図る必要がある。

さいたま市の女性元職員の場合は、上司が男性障害者の裸の写真を撮り、職場のパソコンに保存しているなどと市に通報した。ところが、施設側から670万円の賠償請求の通知を受けた。鹿児島市の男性元職員の場合は、幹部が女性障害者に暴力を振るったとして市に通報したが、施設側から110万円の損害賠償訴訟を起こされた。

さいたま市の施設側は「他にも虐待があったと虚偽の説明をした」と主張。鹿児島市の施設側は、「事実無根の中傷で名誉を毀損された」などとしている。

厚生労働省の13年度の調査では、施設などでの虐待通報7千件のうち、自治体が虐待と認定できたのは約3割にとどまる。自治体の調査には限界があり、裏付けが難しいためだ。内部告発は、現場が密室になりがちな虐待を防ぐ重要な手だてと言える。しかし、通報者に対するこうした賠償請求が続けば、制度自体が機能しなくなる。

企業や官公庁では2000年代以降、法令違反や不正行為を防ぐことを目的に、内部通報制度を導入する動きが広がった。06年には、通報者が解雇などの不利益を受けないよう、公益通報者保護法が施行された。障害者虐待防止法はこの流れを受けている。

しかし、実際には公益通報者保護法に基づく通報では、告発後に配転人事を受けたなどの事例が出ている。

問題は、障害者虐待防止法も公益通報者保護法も、通報者の不利益な扱いを禁じているにもかかわらず、その規定に反しても罰則がないことだ。とりわけ、障害者虐待防止法は通報を義務としている。

もちろん、真実に基づいていなければならないが、悪意や過失がない通報をした告発者を守る仕組みは欠かせない。そうでなければ、法は死文化しかねない。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

